【規程番号　神女大Ⅵ－003】

神戸女子大学学生の外国留学規程

第１条　神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第25条に基づく外国の大学への留学（以下「留学」という。）に関しては、学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

２　この規程にいう外国の大学とは、神戸女子大学と提携協約を結んでいる外国の大学及び学長が認める外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。

第２条　留学期間は、１年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、１回かつ１年以内に限り留学の延長を許可することがある。

２　留学期間は、本学における修業年限に算入することができる。ただし、修業年限に算入することができる期間は１年を限度とし、１年を超える期間は休学扱いとする。

第３条　留学は、２回生以上の学年に限る。

２　留学は、所定の留学願により指定の期間内に願い出なければならない。

３　留学延長の場合は、留学期間終了の２か月前までに留学延長願を提出しなければならない。

第４条　留学の出願者が所属する学部の学部長（以下「所属学部長」という。）は、当該留学を教育上有益と認めるときは、学長に推薦する。ただし、所属学部長は、推薦に当たり教授会の意見を聴くことができる。推薦を受けた学長は、部局長等会議の意見を聴き留学を許可することができる。ただし、留学を許可する学生総数は、年間５名を限度とする。

２　留学を許可するか否かの決定に際しては、所属学部長が出願者の指導教授に諮り、その意見及び協力を求めることができる。

３　前２項の規定は、留学延長の場合にも準用する。

４　学科単位で学科の学生の多数を対象に行う海外留学で、学部長、学長が認めたものは常任理事会の審議を経て､第１項に定める留学を許可する学生総数の限度を超えて留学を許可することがある。

第５条　学生がこの規程により外国の大学において履修することのできる授業科目は、原則として学則第23条に規定する当該学部の専門教育科目の授業科目に相当する科目とする。

第６条　留学期間（留学延長の場合は全留学期間。以下同じ。）が終了したときは、１か月以内帰学して留学報告書を提出しなければならない。

２　単位の換算を受けようとする学生は、留学報告書に添えて、換算に必要な証明書その他の書類を提出しなければならない。留学期間終了後１か月以内にこれらの提出のないときは、単位の換算は行わない。

３　病気その他やむを得ない理由があるときは、その旨を証明する書類を添えて、前項の留学報告書及び単位の換算に必要な書類を郵送、代人による持参等により提出することができる。

４　この規程において単位の換算とは、学生が外国の大学において修得した授業科目の単位数及び成績を、学則第20条第２項に基づき60単位を限度として、当該学部の専門教育科目の単位数及び成績とみなすことをいう。留学延長の場合においても、単位の換算は、全留学期間につき60単位を限度とする

第７条　単位の換算は、所属学部長が行う。

２　所属学部長は、単位の換算に際しては留学報告書及び換算に必要な書類を審査するほか、必要と認めるときは外国の大学に照会してこれを行う。

3　所属学部長が単位の換算を行ったときは、その結果を学長に報告するとともに教務部に通知する。

第８条　学生が外国の大学において、留学又は留学の延長を受け入れられないとき、その受け入れを取り消されたとき、又は病気その他の理由により留学の辞退を認められたときは、1 か月以内に帰学して留学辞退届を提出しなければならない。ただし、留学辞退届は、病気その他やむを得ない理由があるときは、郵送、代理人による持参等により提出することができる。

第９条　留学開始の学年に学則第23条に従い受講届を提出して承認を得た授業科目で、留学により履修できなくなるものについては、受講届は無効とする。ただし、留学開始年度において、所属学部長の承認を得た授業科目については、帰学後、継続履修することができる。

2　帰学後、その年度において履修（継続履修を含む。）を希望する授業科目については、指定の期日までに、本人が教務部に届け出て承認を得なければならない。

第 10 条　この規程に定めるもののほか、外国の大学において履修することができる授業科目の種類、単位数及び履修方法の細目等については、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

第 11 条　留学願、留学延長願、留学辞退届、留学報告書その他留学に関して学生が提出する書類は、教務部に提出し、教務部からこれを所属学部長に送付する。

2　所属学部長は、留学又は留学の延長を許可したとき、及び留学辞退届その他の書類を受理したときは、必要な書類を関係部局に通知する。

第12条　留学を許可された者の留学期間中の授業料等（授業料及び教育・施設充実費をいう。以下同じ。）の納付については、次のとおりとする。

(1) 本学の授業料等は、所定の金額の４分の１とする。ただし、高等教育の修学支援制度により授業料等減免の適用を受けた場合は、減免後に本学へ納入するべき金額の４分の１とする。なお、１年を超える留学期間については休学者の取扱いに準ずる。

(2) 留学先の大学等の学費については、全額を本人負担とする。

第13条　留学又は留学延長の許可を受けた学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所属学部長は、外国の大学との協議を経て、その許可の取消しを学長に申請することがある。ただし、所属学部長は、申請に当たり教授会の意見を聴くことができる。申請を受けた学長は、部局長等会議の意見を聴き許可を取消すことができる。

(1) 留学の成果をあげる見込みがなくなったとき。

(2) 本大学学生の本分に反する行為があったと認められるとき。

(3) 前条の学費の納付を怠ったとき。

第 14 条　この規程の改廃は、教学事項については、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。教学以外の事項については、学長の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成10年 4 月 1 日から施行する。ただし、第12条の規定中、教育・施設充実費については、平成10年度入学生から適用する。

附　則

この規程は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。